

令和6年度 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の運営指導結果

加古川市は、令和6年度に以下のとおり運営指導を行いました。その結果、改善を要する事項として、以下の点が見受けられました。今後の事業所運営の参考としてください。

運営指導実施状況一覧

事業所数	文書指摘 事業所数	文書指摘 件数	文書指摘内訳
指定特定相談支援事業所 8事業所	8事業所	27件	人員に関すること 0件 運営に関すること 24件 報酬に関すること 3件 その他 0件
指定障害児相談支援事業所 4事業所	3事業所	12件	人員に関すること 0件 運営に関すること 10件 報酬に関すること 2件 その他 0件

運営指導で見受けられた主な事例

■運営に関すること

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定していなかった。
⇒業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施すること。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催しておらず、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備、従業者に対する研修及び訓練も行われていなかった。
⇒感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上、定期的に開催すること。感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、従業者に対する定期的な研修及び訓練をそれぞれ年1回以上行うこと。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催しておらず、従業者に対する虐待の防止のための研修も実施していなかった。
⇒虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催し、虐待の防止のた

めの対策を検討する委員会が作成した研修プログラムによる従業者に対する定期的な研修を年1回以上実施すること。

- ・相談支援専門員の経験年数及び勤務の体制の事項について、掲示されていなかった。
⇒利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項については、事業所
の見やすい場所に掲示するか、記載したファイルを利用者又はその家族が自由に
閲覧可能な形で事業所内に備え付けること。
- ・個人情報の利用に関する同意書について、利用者家族の同意を得る書式となっていな
かった。
⇒サービス担当者会議等において、利用者家族の個人情報を用いる場合は、現行の同
意書を見直したうえ、あらかじめ文書により利用者家族からも同意を得ること。

■報酬に関すること

- ・サービス提供時モニタリング加算について、サービス提供場面を直接確認した際の結
果を記録すべきところ、利用者の自宅での状況を記録したものが見受けられた。
⇒サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては、障害福祉サービス等の
事業所等におけるサービスの提供状況、サービス利用時の利用者の状況及びその
他必要な事項について確認し記録すること。
- ・継続サービス利用支援（モニタリング）を行った結果、サービス利用等計画を作成す
るという一連の流れで支援を行った際に、サービス利用支援費と継続サービス支援
費を重複請求しているものが見受けられた。
⇒継続サービス利用支援を行った後にサービス利用支援を一連の流れで行った場合
は、計画作成のアセスメントのプロセスを継続サービス利用支援で行えているた
め、継続サービス利用支援費を算定せず、サービス利用支援費のみを算定すること。
また、適正な請求事務になるよう自主精査し、その結果を報告するとともに、過誤
の手続きを行うこと。
- ・計画の再作成に当たりアセスメントを実施していないものが見受けられた。
⇒障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、そ
の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて
障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援
する上で解決すべき課題等の把握を行うこと。また、障害児支援利用援助費につい
て、適正な請求事務になるよう自主精査し、その結果を報告するとともに、過誤の
手続きを行うこと。